

問い合わせ先

第七管区海上保安本部

交通部企画課長 安部

電話 093-321-2931 (内線 2610)



平成28年2月25日

第七管区海上保安本部

「竜巻」等の目撃情報の収集と情報提供を開始

～異常気象から命を守る～

平成27年9月1日未明、長崎県対馬東方沖で異常気象（突風）が一因と思われる漁船5隻の転覆海難が発生し、乗組員5名の方が亡くなりました。このため第七管区海上保安本部では、漁業無線局等の関係機関と連携、協力の上、全国で初めてとなる海上における竜巻等の目撃情報の収集と漁船等への情報提供を、長崎県周辺海域において平成28年3月1日（火）から試行します。

1 実施概要

長崎県周辺海域において漁船又は巡視船艇からの「竜巻（らしき雲）を目撃した。」という情報を「竜巻目撃ダイヤル（TEL:093-322-1187）」等にて収集し、漁業無線【長崎県漁業無線局、対馬漁業無線局】及び沿岸域情報提供システム（MICS）により漁船等へ周知を行います。

2 試行運用開始日

平成28年3月1日（火）

※同年12月を目処に試行内容の検証を実施し、対象船舶や海域の拡大等を検討のうえ、本格運用する予定です。

3 情報提供イメージ図

別紙のとおり

4 「竜巻目撃ダイヤル」への通報における留意事項

通報にあたっては、目撃した「日時」、「場所」、「氏名」、「電話番号」等をお伺いすることがありますので、協力をお願いします。

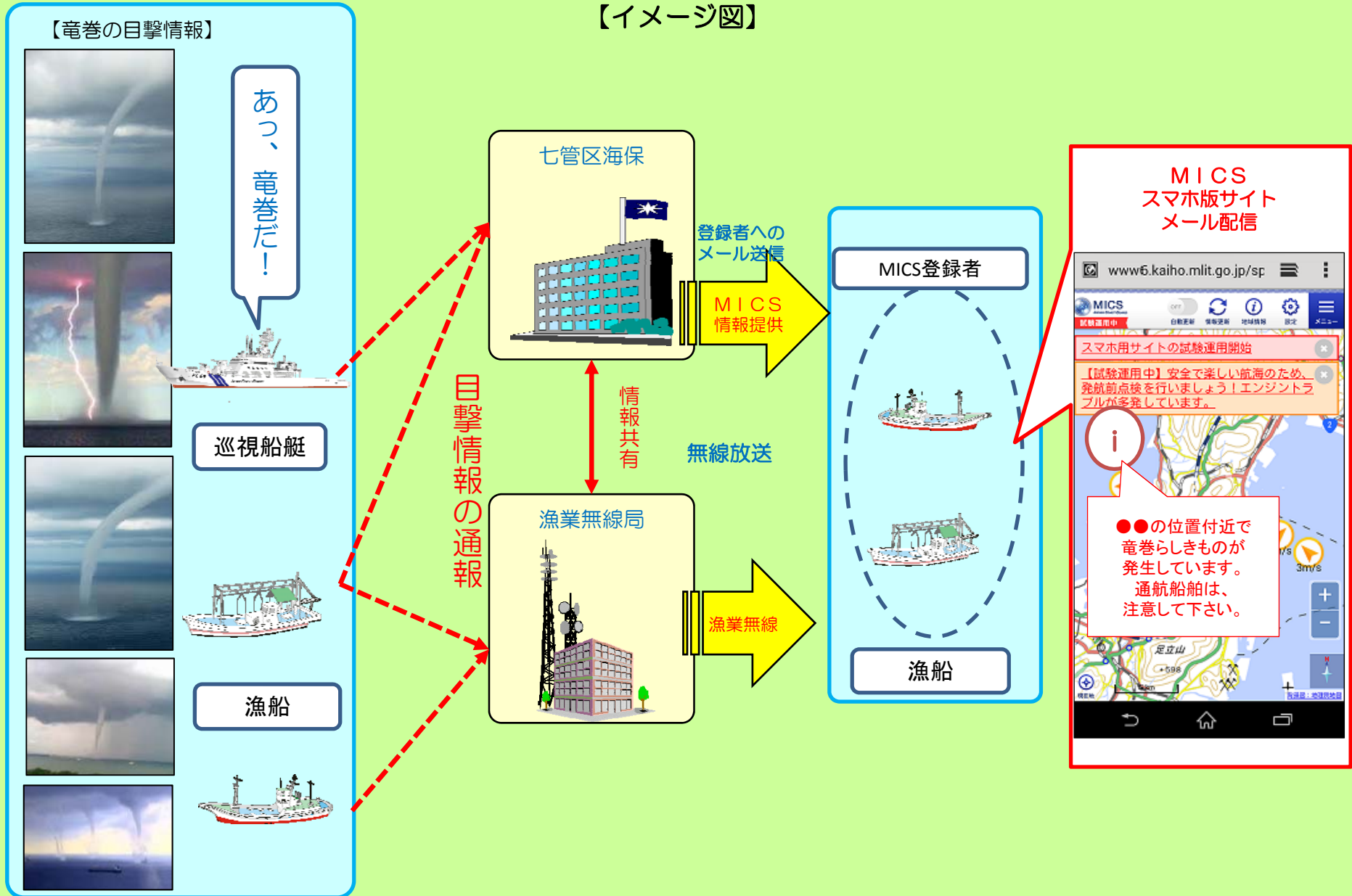
5 その他

別添「竜巻」目撃情報のリーフレットは、次の「第七管区海上保安本部ホームページ」から入手できます。

URL：<http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/>

【別紙】

MICS・漁業無線局による情報提供
【イメージ図】

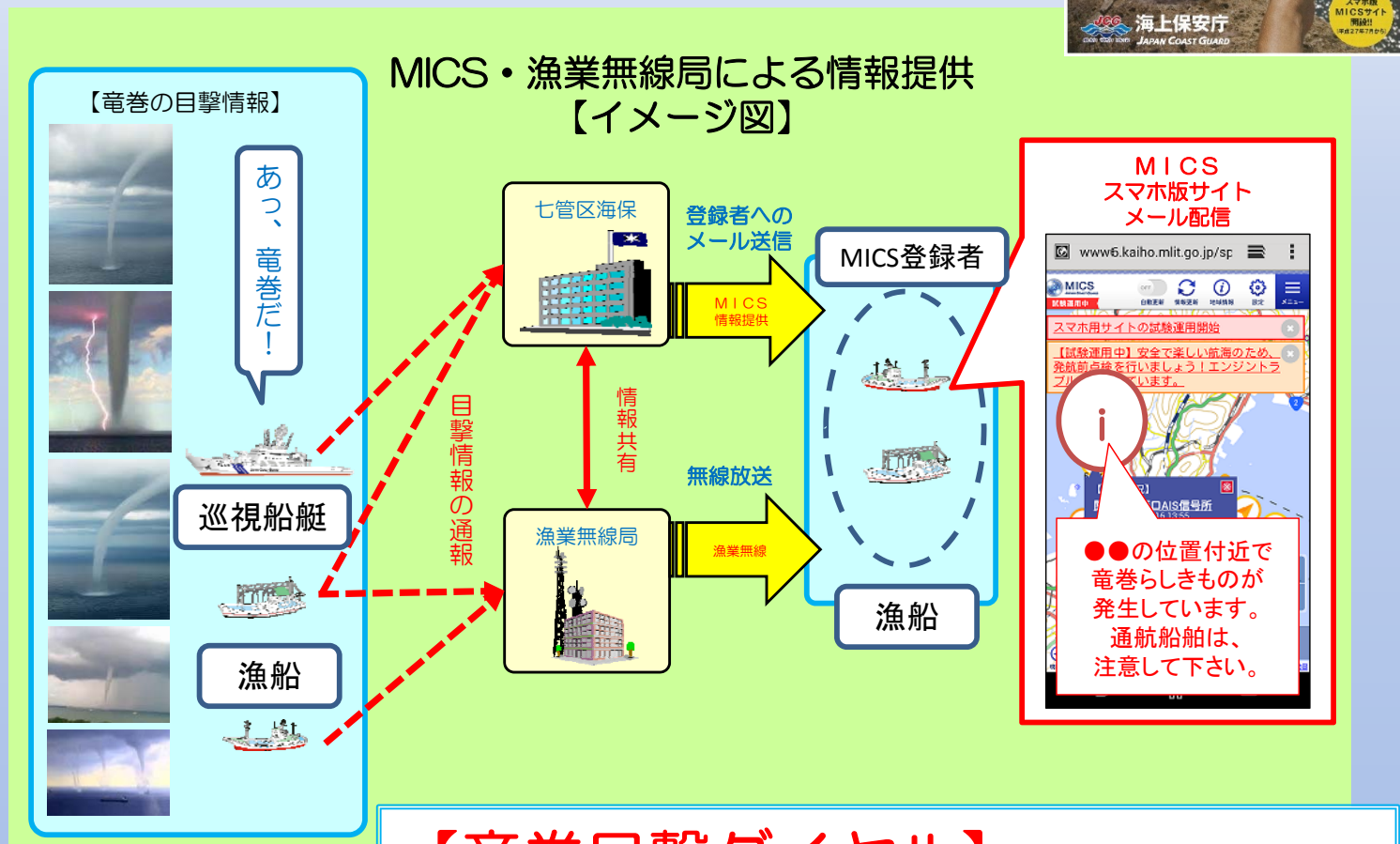


海上における「竜巻」目撃情報について

1. 「竜巻」目撃情報の提供について

平成27年9月1日未明、長崎県対馬東方沖で異常気象【突風】が一因と思われる漁船5隻の転覆海難が発生しました。

竜巻発生 の事前予測は困難であり、過去にも突風が原因と思われる海難が発生していることから、海上において「竜巻」の目撃情報があった場合、漁船等に対し長崎県内の漁業無線局及び海上保安庁MICSから「竜巻」目撃情報の提供を**3月1日から**実施します。



【竜巻目撃ダイヤル】
【093-322-1187】

2. 竜巻を目撃した場合の通報のお願い

海上で「竜巻」を目撃した場合は、通報をお願いします。

- ★漁業無線局へ連絡（漁船の無線で連絡）
- ★「竜巻目撃ダイヤル」（093-322-1187）へ連絡

突風・竜巻 「異常気象」から身を守る！

【事故の概要】

平成27年9月1日未明、長崎県対馬東方沖で異常気象【突風】が一因と思われる漁船5隻の転覆海難が発生し、甚大な被害が発生しました。

気象庁によれば、事故当時は大気の状態が不安定になり、竜巻などが発生しやすい状態でした。また、乗組員からは、「経験した事のない突風と高波に襲われた。」との証言もあります。



積乱雲が近づくと、**大雨・雷・竜巻**の危険があります！

～ 積乱雲（異常気象の要因）接近のサイン～



真っ黒な雲



雷鳴



急な冷たい風



竜巻は、
季節・場所・時間に関係無く発生します。



平成27年9月2日

長崎県対馬東方で、海上保安庁の巡視船により竜巻らしき雲が確認されました。

★身を守るために・・・

○気象・海象情報の確認

気象庁（警報・注意報等）、MICSなどを活用し、「竜巻注意情報」や「大気の状態が不安定」などの情報に注意しましょう。

○無理しない、早期の判断

無理な出港は控え、天候悪化が予想される時は早めに帰港しましょう。

○自己救命策の確保「3つのポイント」

「ライフジャケットの常時着用」、「連絡手段の確保」、「海のもしものは**118番**」

海上で「竜巻」を目撃した場合は、

竜巻目撃ダイヤル【093-322-1187】

に通報していただきますようお願いいたします。



問合わせ先：第七管区海上保安本部 交通部 TEL:093-321-5546